

地下水等利用専用水道設置者への指導等指針の一部改正の骨子案

1 改正の趣旨

近年、地下水等を水源に浄水処理を行った上で、市町村が供給する水道水と混合して水道を使用する「地下水等利用専用水道」を設置する事業者が全国的に広がりを見せており、本市においても、一部の大規模施設で導入されています。

地下水等利用専用水道設置者が使用する混合水は、受水槽を介して市の配水管等の水道施設と接続されていることから、地下水等利用専用水道の設備が適正に維持管理されるよう、平成28年度（2016年度）に吹田市水道条例（以下「条例」という）の一部を改正し、事前協議及び届出を義務付け、水道水の滞留防止、混合水等の逆流防止についての助言・指導を行っています。

しかしながら、設備の現況等については、変更の届出等が適正に行われることを前提としていることから、届出どおりの運用ができていないのか確認する必要があるが出てきています。

そこで、水道事業者として地下水等利用専用水道に係る管理の一層の適正化を確保するために、必要に応じて地下水等利用専用水道設置者に対して協議等が実施できるよう、地下水等利用専用水道設置者への指導等指針の一部を改正するものです。

2 改正内容

条例第34条の3の規定に基づく届出に関し、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該水道施設の管理、使用水量等について、協議等を実施することができる旨を定めます。

3 施行時期

令和7年（2025年）4月1日の施行を予定しています。